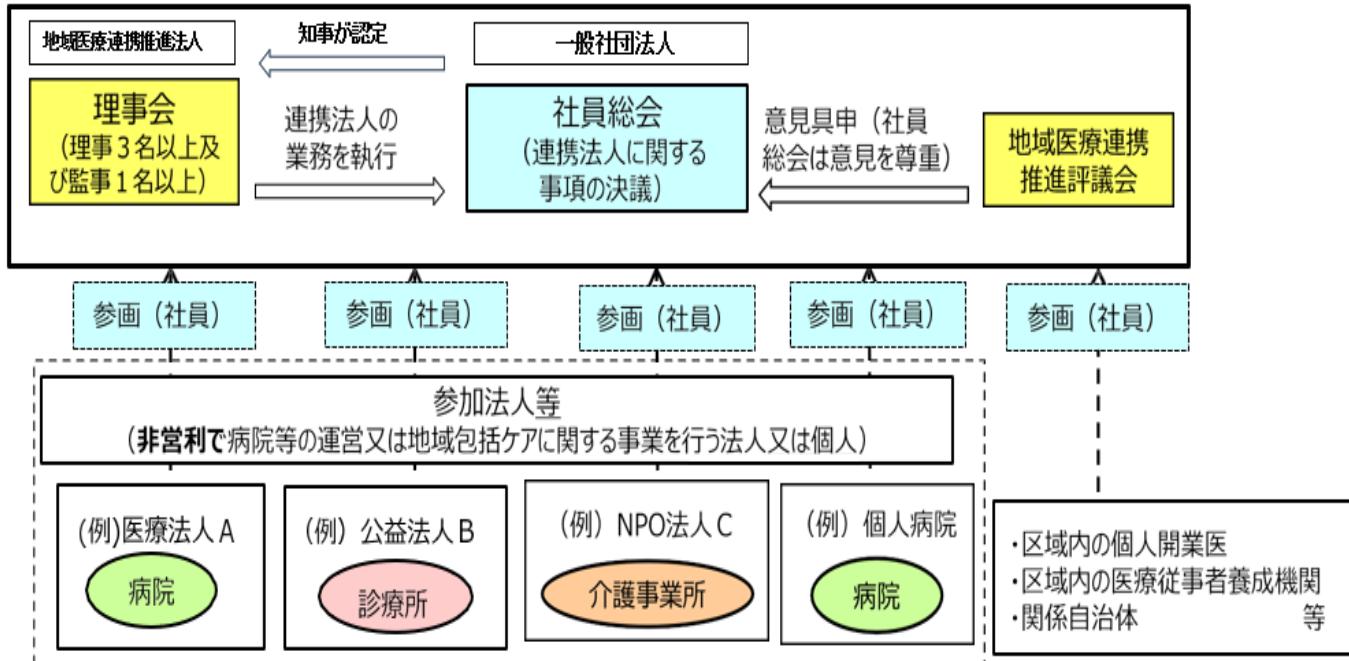


地域医療連携推進法人について

資料5-1

1.制度の概要



- 医療機関相互間の機能分担及び業務の連携を推進し、地域医療構想を達成するための一つの選択肢としての、法人の認定制度
- 複数の医療機関等が法人に参画することにより、競争よりも協調を進め、地域において質が高く効率的な医療提供体制を確保
- 地域医療構想調整会議、医療審議会の意見を踏まえ都道府県知事が地域医療連携推進法人に認定

2.連携法人で実施されている主な業務等

- 医療従事者の共同研修
- 医師、看護師等の人事交流
- 医薬品・医療機器等の共同調達
- 病床機能の変更
- 病床融通

3.設立の状況

- 令和7年10月1日現在、28道府県で58法人が設立
- 本県では、令和5年3月に「あげおメディカルアライアンス」が設立実施されている主な業務は以下のとおり
①医療・介護従事者の確保・育成
②医療品、診療材料、医療機器等の共同購入、共同利用等